

計画等における位置づけについて

(政策・方針決定に女性が参画することの「目的」及びその「効果」)

(* は国外、 は国内計画を示す)

* 国際婦人年世界会議「世界行動計画」(1975)

・ ・ 国際社会は、一国の全面的な発展及び世界の福祉、平和のためには、婦人が男性と同様にあらゆる分野に最大限に参加することが必要であることを宣明し、全ての人は、差別なく社会的経済的進歩の成果を享受する権利を有し、同時にかかる進歩に貢献するべきであることを宣言している。

・ ・ 婦人が多くの国で、経済社会活動の政策決定段階、政治行政への参加に際し、日々未だに当面している諸問題の現実と、世界成人人口の約 50% の潜在力が十分活用されていないという損失が国連をして 1975 年を国際婦人年と宣言させ、全体的な開発努力への婦人の全面的な参加を確保し、男女の平等な権利、機会及び責任に基づく国際協力並びに世界平和の強化へ婦人を広く参加せしめるための一層強力な活動を呼びかけるに至らしめたのである。

・ ・ そして全ての計画の方針決定・企画及び実施への婦人の参加の拡大を確保することが必要である。また全面的な参加とは、婦人が発展の恩恵の正当な分け前を受け、もって全ての部門の人々への一層公平な所得配分を確保することを促進することである。

・ ・ 婦人が数の上では人口の半分を占めているにもかかわらず、殆どの国において政府の各種部門の指導的立場にある者の割合は小さい。従って婦人は政策決定に参加しておらず、開発のための計画立案には婦人の意見及び必要は看過されることが多い。婦人の大多数が開発計画の策定に参加していないため、計画のもつ影響に気づかぬことが多く、また計画の実施及びその目的とする諸改革を支持する熱意にも欠けがちである。

国内行動計画(1977)

・ ・ 政治、教育、労働、健康、家庭生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、それを可能とする社会環境を形成することを全体的な目標とする。

* 「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」(1980)

・ ・ 平等の達成には、資源を平等に利用でき、その配分並びに種々のレベルにおける意思決定に、平等にかつ有効に参加できる権限が前提条件となる。従って、長い間不利を被ってきた婦人が平等を達成するためには、累積した不正を是正するための補正的な活動の必要性が認識されなければならない。

「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」(1981)

・・あらゆる分野に婦人が男性と同等に参加し、婦人自らが責務を担い行動することが、婦人の地位向上の基本であるため、地域社会生活、国民生活、国際社会等における政策・方針の決定に的確な婦人の参加を進める最大限の努力が必要である。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1985)

・・女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために開発することを一層困難にするものであることを想起し・・

・・あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享受することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための全ての適当な措置をとる。

*「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(第3回)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(1985)

・・真の平等が婦人にとって現実となるには男性との対等の条件の下での権力の分担が主要戦略であるべきである。

・・婦人にとって関心のある計画や活動に必要な注意が払われ、これが優先的に扱われることを確実にするためには、国連におけるプログラムや政策の立案決定、意思決定及び評価プロセスに婦人が積極的に参加することが不可欠である。

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(1987)

・・政治、経済、社会、文化その他あらゆる分野へ婦人が参加する機会が男性と平等に確保されるとともに、実際にも男女の共同参加が家庭、地域社会、職場などの領域において促進され、政策・方針決定の過程への婦人の参加が高まっていくことが重要である。

*国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(抜粋)(1990)

・・婦人が政治的意思決定への参加において相対的にみて不十分であることは十分実証されてきた。これは婦人の平等に影響を及ぼす公共政策の決定権は今なお婦人とは同じ動機でその政策を遂行するとは限らない男性の手中にあるということを意味するものである。

「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」(1991)

・・女性が男性と平等に社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が協力して80年余に及ぶ人生を共に自立し、充実して送ることができるようにすることが重要である。このため、必要な場合には、・・実際上の平等が確保されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画や雇用の分野での男女平等を進める。

* 第4回世界女性会議「北京宣言」及び「行動綱領」(1995)

・・経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に関するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国家社会及び国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会主義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。

・・意思決定への女性の平等な参加は、単に正義又は民主主義の要請というにとどまらず、女性の関心事項が考慮されるための必要条件ともみなされる。あらゆるレベルの意思決定への女性の積極的な参加及び女性の視点の組入れがなければ、平等・開発及び平和という目標は達成できない。(「行動綱領」より)

男女共同参画ビジョン(1996)

・・社会の構成員が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を負うことが民主主義の基本である。政策・方針決定過程における男女共同参画は、社会の構成をより正確に反映し、民主主義の成熟を促すことによって、バランスのとれた社会の形成に寄与する。

・・政策・方針決定過程において女性が男性と平等に参画することは、民主主義の要請であるとともに、女性の関心事項が考慮され、政策に反映されるための必要条件でもある。

・・国や地方公共団体においては、施策の半数を女性が占め、また、同様に施策の影響も受けることから、特に政策・方針決定過程に女性が積極的に参画する必要がある。

・・民間の企業や団体においては、方針決定過程へ女性を差別することなく登用することが要請される。その際、方針決定過程に多様な背景をもった人が参画することによってもたらされる新たな発想や価値観を通じて、組織全体に有形・無形のメリットが及ぶことに積極的に目を向けるべきである。

男女共同参画2000年プラン(1996)

・・政策・方針決定過程への女性の参画は、民主主義の要請であるのみでなく、政策に女性の関心事項が反映されるための必要条件である。

・・特に行政の分野については施策の対象の半数を女性が占め、また、同様に施策の影響を受けることから、とりわけ積極的に進める必要がある。

・・政策・方針決定過程に多様な背景を持った者が参画することによって生み出される新たな発想や価値観が組織全体に有形・無形のメリットをもたらすことについて理解を促す。

* 国連特別総会「女性2000年会議」「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(2000)

・・とりわけ、政治、紛争防止・紛争解決機構、経済、環境及びメディアなどのあらゆる領域における意思決定の場への女性の参加は極めて少なく、こうした影響力の大きい分野へジェンダ

一の視点を組み入れる上での妨げとなっている。

・男女平等とは、あらゆる領域のあらゆる活動における企画、実施、国内の監視、国際レベルを含むフォローアップや評価に当たって、男性だけではなく、女性のニーズ、利益、関心、経験、優先事項が不可欠の要素であることを意味している。(「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」より)

男女共同参画基本計画(2000)

・男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤をなすものである。豊かな21世紀を切り開いていくためには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、このことは、民主主義の成熟を促すものである。

・行政分野において、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。